

住生活基本計画(全国計画)(平成28年3月18日閣議決定)(抜粋)

目標3 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

住宅を市場において自力で確保することが難しい低額所得者、高齢者、障害者、ひとり親・多子世帯等の子育て世帯、生活保護受給者、外国人、ホームレス等(住宅確保要配慮者)が、安心して暮らせる住宅を確保できる環境を実現

(基本的な施策)

(1)住宅確保要配慮者の増加に対応するため、空き家の活用を促進するとともに、民間賃貸住宅を活用した新たな仕組みの構築も含めた、住宅セーフティネット機能を強化

社会資本整備審議会 住宅宅地分科会 新たな住宅セーフティネット検討小委員会 中間とりまとめ (平成28年7月)(抜粋)

4. 施策の方向性

新たな住宅セーフティネットに係る具体的施策については、以下のような方向性とすることが考えられる。

(1)新たなセーフティネット住宅について

② セーフティネット住宅への円滑な入居の確保

・家賃債務保証について、一定の能力等を備えた適正な事業者が提供するものの活用を図るとともに、住宅確保要配慮者が事業者や保証内容に関する情報を容易に入手できる仕組みとすること。